



第 59 回国際捕鯨委員会 (IWC) 年次会合 (米国アンカレッジ)

CONTENTS

水産関係 3 法案の改正の概要	2
	漁政部企画課
	漁政部水産経営課
	漁港漁場整備部計画課
第 59 回国際捕鯨委員会 (IWC) 年次会合の結果について	6
	資源管理部遠洋課
回遊魚	7
	海外漁業協力室長 前 章裕
平成 19 年 6 月分のプレスリリース	8

水産関係 3 法案の改正の概要

漁業者の減少・高齢化や漁船の老朽化などの厳しい状況や、世界的に水産物への需要が高まるなどの我が国水産業をめぐる大きな情勢の変化に対応して、本年3月に新たな水産基本計画を策定したところであります。

この新たな水産基本計画においては、平成29年に食用魚介類の自給率65%を目指して、生産の増大とともに消費の拡大に取り組むこととし、このため、

- ①低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理の推進
- ②国際競争力のある経営体の育成・確保
- ③経営体を支え、資源管理を行う水産関係団体の再編整備

④漁港・漁場・漁村の総合的整備の推進

をはじめとする水産政策の改革に取り組むこととしています。

このような政策を実施するため、水産関係の法律について、

- ①漁業法及び水産資源保護法の一部改正
 - ②水産業協同組合法及び中小漁業融資保証法の一部改正
 - ③漁港漁場整備法及び後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部改正
- を行いました。

これらの法律の改正内容につきまして、以下説明してまいります。

漁業法及び水産資源保護法の改正について

漁政部企画課

1 改正の趣旨

我が国水産業につきましては、国民に対して、水産物を安定的に供給するという極めて重要な役割を担っています。しかしながら、現在、周辺水域をはじめとして水産資源の状況が悪化しており、また、就業者の減少、高齢化等により漁業生産構造がぜい弱化するなど、厳しい状況となっています。このような状況を踏まえ、漁船漁業の構造改革を推進するとともに、密漁の防止等漁業取締りを強化するための措置を講ずることとしたものです。今回の改正は、本年3月に策定された新たな水産基本計画に基づく政策改革の一環として行われました。

2 改正の具体的内容

(1) 指定漁業の許可等の適格性要件の見直し（漁業法第57条関係）

指定漁業の許可又は起業の認可についての適格性を有する者に該当しない事由として、その申請に係る漁業を営むに足る資本を有しないことに加え、その他の経理的基礎を有しないことを追加します。この許可要件の見直しによって、経営力のある担い手を確保していくこととします。

(2) 試験研究又は新技術の企業化のための指定漁業の許可等の特例（漁業法第58条の2関係）

未利用資源の活用や、省人・省コスト化、省エネ化等漁業生産力の発展に特に寄与すると認められる試験研究又は新技術の企業化を行い漁業を営もうとする者について、他の新規参入者に優先して指定漁業の許可等を行うこととします。

また、新技術の企業化に成功し、現に指定漁業の許可を受けて操業している実績者と同程度の漁獲量を確保することができ

ること等の要件を満たす漁業者については、直近の許可等の手続において実績者として取り扱うこととします。これらの措置によって、新たな技術革新や新規参入を促進します。

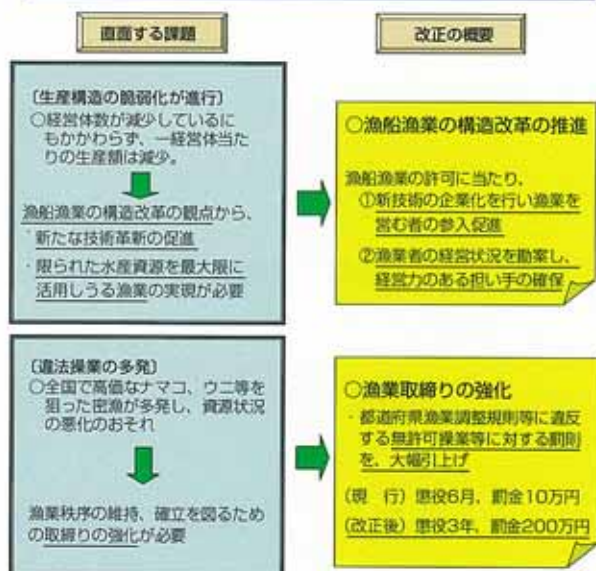
(3) 漁業調整に関する罰則の強化（漁業法第65条、水産資源保護法第4条関係）

農林水産省令又は都道府県規則において禁止し、又は許可制とした特定の漁業について、これに違反して当該漁業を営んだ者に対する罰則を整備しています。

具体的には、

- ①農林水産省令に違反した無許可操業については、懲役2年、罰金50万円以下

漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律の概要



②都道府県漁業調整規則に違反した無許可操業については、懲役6月、罰金10万円以下となつている現行の水準を、今回の法改正により、懲役3年、罰金200万円以下に引き上げることとします。

(4) 漁業監督吏員の権限行使区域の見直し（第74条の2、第74条の3関係）

漁業犯罪に関する捜査の円滑化を図るため、国の職員である漁業監督官と都道府県の職員である漁業監督吏員について、司法警察員としての捜査を行う上で特に必要がある場合において、農林水産大臣と都道府県知事が相互に協力要請ができる規定を整備しています。

また、漁業監督吏員が捜査権限を行使できる区域が当該都道府県域に限られていることから、捜査のため必要がある場合において、農林水産大臣の許可を受けたときは、当該都道府県の区域外においてもその職務を行うことを可能とします。

3 今回の改正法の施行期日等

今回の改正法につきましては、公布の日から1年以内の政令で定める日から施行することとします。ただし、指定漁業の許可等の適格性要件の見直しの部分につきましては、公布の日から3年以内の政令で定める日から施行することとします。

このため、この改正は本年8月に行われる指定漁業の許可の一斉更新には適用されません。

水産業協同組合法及び中小漁業融資保証法の改正について

漁政部水産経営課

1. 趣旨

水産資源の悪化、生産構造の脆弱化等漁業を取り巻く情勢の変化に対応して、漁協の組織・経営・事業の運営の健全性を確保するとともに、漁協の信用事業と一体となって信用補完を行う漁業信用基金協会の事業の健全性を確保するための措置を講ずることとしたものです。今回の改正は、本年3月に策定された新たな水産基本計画に基づく政策改革の一環として行われました。

2. 概要

(1) 水産業協同組合法の一部改正関係

1 組織の健全性の確保

①漁業協同組合の組合員たる資格の審査が公平かつ適正に行われるようにするため、組合員たる資格及びその審査の方法を定款に記載しなければならないこととします。（第32条）

②漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の役員又は清算人の欠格事由として、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を追加することとします。（第34条ほか）

2 経営の健全性の確保

①原則としてすべての漁業協同組合等の理事は、事業年度ごとに、事業の区分ごとの損益の状況を明らかにした書類を作成し、これを通常総会に提出しなければならないこととします。（第41条ほか）

②すべての漁業協同組合等は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した業務報告書を作成し、行政庁に提出しなければならないこととします。（第58条の2ほか）

3 共済事業の健全性の確保及び共済契約者の保護

①共済事業実施組合（共済事業を行う漁業協同組合、水産加

工業協同組合及び共済水産業協同組合連合会）の出資の総額は、政令で定める区分に応じ、政令で定める額以上でなければならないこととします。（第11条の3ほか）

②主務大臣は、共済事業実施組合の共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準等を定めることができることとするとともに、行政庁は、支払能力の充実の状況に係る区分に応じ、組合に対し、監督上必要な命令をすることができることとします。（第15条の3ほか）

③共済事業実施組合について、準備金に関する規定を整備することとします。（第15条の10ほか）

④共済事業実施組合の子会社及び議決権の保有に関する規定を整備することとします。（第17条の14ほか）

⑤共済事業実施組合（その行う信用事業又は共済事業の規模が政令で定める基準に達しない漁業協同組合及び水産加工業協同組合を除く。）は、員外監事及び常勤監事を置かななければならないこととします。（第34条ほか）

⑥共済事業実施組合は、その業務又は財産の状況に照らしてその共済事業の継続が困難となる蓋然性がある場合には、契約条件の変更を行うことができることとします。（第2節ほか）

⑦共済契約の申込者又は共済契約者は、書面によりその共済契約の申込みの撤回又は解除を行うことができることとします。（第15条の4ほか）

⑧共済事業実施組合又は共済代理店は、共済契約の締結等に関し、共済契約者等に対して虚偽のことを告げる等の行為をしてはならないこととします。（第15条の5ほか）

⑨共済事業実施組合は、その共済事業に係る重要な事項の利用者への説明その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならないこととします。（第15条

の9ほか)

⑩共済事業実施組合は、組合員のために、保険会社その他主務大臣が指定するこれに準ずる者の業務の代理又は事務の代行の事業を行うことができることとします。(第11条ほか)

(2) 中小漁業融資保証法の一部改正関係

- 1 主務大臣は、漁業信用基金協会（以下「基金協会」という。）の保証債務の弁済能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めることができることとするともに、弁済能力の充実の状況に係る区分に応じ、基金協会に対し、監督上必要な措置を命ずることができることとします。(第4条の2、第66条の2)
- 2 基金協会の個人会員の資格である90日以上漁業を営み又は漁業に従事する日数の要件を廃止することとします。(第10条)
- 3 業種別基金協会の会員資格として、特定漁業を営む者若しくは漁協等が主たる構成員又は出資者となっている団体で、政令で定めるものを追加することとします。(第10条)
- 4 基金協会は、金融に関する学識経験者を、総会の議決により、理事に加え、監事に委嘱することができることとします。(第24条)
- 5 事業の規模が政令で定める基準を超える基金協会の理事は、事業報告書、財産目録等の決算関係書類を通常総会に提出するときは、監事の意見書に加え、公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付しなければならないこととします。(第33条の2)
- 6 基金協会の剰余金の処分及び損失の処理の方法についても、主務省令で定めることができることを明確化することと

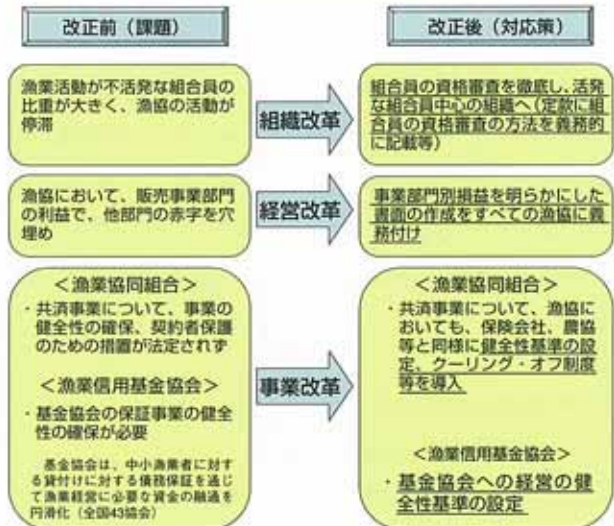
します。(第44条の3)

- 7 基金協会の事業の譲渡又は譲受けに関して必要な規定を整備することとします。(第59条の2)
- 8 独立行政法人農林漁業信用基金は、基金協会から保証事業の全部を譲り受けた者であって、その者の事業が主務省令で定める要件に適合するものであるもの（以下「譲受者」という。）を相手方として、保険契約を締結することができることとします。(第69条)
- 9 主務大臣は、必要があると認めるときは、譲受者に対し、その保証事業に関し報告を求め、又は指導若しくは助言をすることができることとします。(第69条)

(3) 施行期日

この法律は、平成20年4月1日から施行することとします。

水産業協同組合法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律の概要



漁港漁場整備法及び後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の改正について

漁港漁場整備部計画課

1 改正の趣旨

(1) 漁場整備関係

我が国水産業を取り巻く情勢は、我が国周辺水域の水産資源の悪化等依然として厳しい状況であり、特に、我が国漁業生産量の約4割を占めている沖合漁業の生産量は著しく減少しています。

このような状況の中、魚礁の設置や増殖場の造成等の漁場整備事業は、地方公共団体によってそのほとんどが沿岸海域で行われ、種苗放流等の水産施策とあわせて、水産資源が全体的に悪化傾向にある中、同海域で行われる沿岸漁業の生産量は僅かな減少にとどまっていますが、沖合海域においては、関係

地方公共団体が複数存在すること等からこれまで漁場整備がほとんど行われていませんでした。

これらのことから、昨今、沖合海域において水産資源の回復・増大を図るため、国が当該海域で漁場整備を積極的に推進する必要性が高まっています。

(2) 漁港整備関係

漁港整備については、漁業の振興を図り、食料の安定供給を図る必要があることから、国も漁港整備を行うことができることとされていました。

しかし、昨今、国民への水産物の安定供給を図りつつ、地方公共団体の主体性を生かした既存施設の有効利用や、国と地方

のより一層の役割分担を図るため、国が行う漁港整備事業の範囲の明確化を図る必要性が生じています。

また、構造改革特別区域法に基づく漁港特区制度（漁港施設の民間事業者への貸付けを可能とする制度）について、漁港特区に係る評価の結果、平成18年12月1日に構造改革特別区域基本方針に「全国展開することとなった規制の特例措置」として追加されたところです。

2 改正の具体的内容

(1) 漁港漁場整備法関係

① 漁場整備

平成19年度から、沖合漁場における漁場整備を進めるため、国を漁場整備の実施主体として規定することとします（法第4条第1項）。

また、国が行う事業の要件として、施行海域を排他的経済水域に限定するとともに（法第4条第2項第1号）、その対象を資源管理等の施策と連携して、保護等の措置を緊急に講ずる必要のある魚種に限定するほか、（法第4条第2項第2号）、著しい効果があると認められるものである旨を規定しています（法第4条第2項第3号）。

このほか、手続きを明確化し、円滑な事業の施行を図るため、政令立案の際の関係都道府県知事への意見聴取（法第4条第4項）、特定漁港漁場整備事業計画の策定にあたっての関係広域漁業調整委員会の意見聴取（法第19条第2項）、費用負担（法第20条第2項及び第3項並びに法第20条の2）の規定の整備等を行います（都道府県の負担率：25%（政令規定））。

② 漁港整備

国が事業主体となる漁港整備事業を第3種漁港（利用範囲が全国的なもの）又は第4種漁港（離島等において漁場開発又は避難上特に必要なもの）に限定します（法第4条第2項）。

③ 漁港特区制度

漁港特区制度の全国展開を図ることとします。（法第37条の2）

これまでの漁港特区制度では、内閣総理大臣への特区計画の申請やその認定等の手続きが必要でしたが、全国展開によって、そのような手続きの必要がなくなり、手続きが簡素化されます。

(2) 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律関係

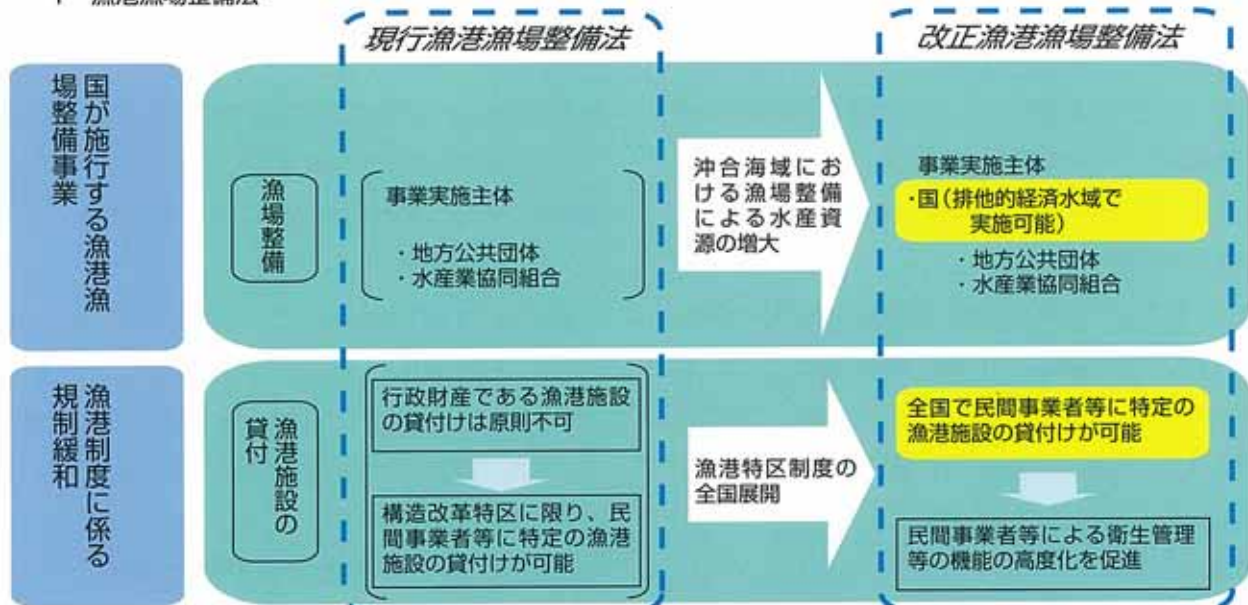
今般、国が排他的経済水域で行う漁場整備について、後進地域特例法の対象として追加し、財政力が弱い県において国の負担割合の嵩上げ措置を行うこととします（後進地域特例法第2条第2項）（国の負担率：後進地域特例法第3条第1項の算定方法により決定し、引上率を考慮した国の負担割合は90%が上限）。

3 施行期日

施行期日は、公布の日（平成19年5月30日）とすることとします。ただし、漁港特区制度の全国展開に関する改正部分については、公布の日から起算して3カ月を超えない範囲で政令で定める日とすることとします。

漁港漁場整備法及び後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部を改正する法律（予算関係）

1 漁港漁場整備法



2 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律 国の負担割合の嵩上げ特例の対象として、「漁場」を追加

第59回国際捕鯨委員会(IWC)年次会合の結果について

資源管理部遠洋課

はじめに

第59回国際捕鯨委員会(IWC)年次会合が、アラスカのアンカレジにおいて、5月7日の科学委員会を皮切りに5月28日から31日にかけての本委員会(総会)終了までの約1ヶ月にわたって開催されました。昨年のセントキッツ・ネービスでの第58回年次会合以降7ヶ国(鯨類の持続的利用支持国としてラオス、ギニアビサウ、反捕鯨国としてクロアチア、キプロス、エクアドル、ギリシャ、スロベニア)が新たにIWCに加盟したことで加盟国は77ヶ国となりました。この他、IWC非加盟国であるカナダや、NAMMCO(北大西洋海産哺乳類動物委員会)などの政府間機関、加えて多数のNGOも参加しました。

IWCは、「鯨族の適当な保存を図って、捕鯨産業の秩序ある発展」を実現することを目的に締結された国際捕鯨取締条約(ICRW)に加盟する国々によって、毎年1回開催される鯨類資源管理のための国際会議です。しかし、近年は捕鯨を終焉させるために加盟していると主張する反捕鯨国と、鯨類は科学的根拠に基づき持続的に利用されるべきとする我が国、ノルウェー、アイスランドやカリブ海、アフリカ、大洋州諸国の持続的利用支持派の勢力が拮抗し、議論は膠着状態にあります。

我が国からの出席者

森本稔 IWC日本政府代表を筆頭として、中前明水産庁次長、森下丈二漁業交渉官、鈴木亮太郎外務省経済局漁業室長ほかの政府関係者に加え、独立行政法人遠洋水産研究所、財団法人日本鯨類研究所等から約60名が代表団として出席しました。

また、鈴木俊一衆議院議員、小野寺五典衆議院議員、山際大志郎衆議院議員、野田佳彦衆議院議員に加え、中田宏横浜市長、土井美喜夫石巻市長、江島潔下関市長、三軒一高太地町長など地方自治体関係者も会合に出席しました。

会議全体の流れ

昨年の年次会合において、我が国を含む持続的利用支持国は、IWCが本来果たすべき役割である資源管理機

関としての機能を回復させるため、IWC正常化の必要性を訴え、本年2月には東京で「IWC正常化会合」を開催しました。

我が国は、IWC正常化会合での提言を踏まえ、「対立回避」、「対話の促進」との方針で本年の会合に臨みました。また、会合初日の冒頭には、ホガース議長(米国)からコンセンサスの得られない提案等の自粛が要請され、会合当初は対話を重視する雰囲気が見られました。しかし、2日目以降は反捕鯨国が、一頭たりとも鯨の捕獲は認めないとの立場を鮮明にし、最終的には、例年と同じく対立構造が浮き彫りとなる形となりました。



会議会場ホテルで「商業的」に販売されていたホッキョク鯨の骨を使った工芸品

主要案件結果概要

(1) IWC正常化

我が国は、「鯨類の適当な保存と捕鯨産業の秩序ある発展」を目的に設立されたIWCの正常化を求めましたが、反捕鯨国側は鯨の保護を訴えて譲らなかったため、根本的な問題の解決は進展が見られませんでした。

(2) 先住民生存捕鯨

従来同の捕獲枠を求めていた米国、ロシア、セントビンセントの提案がコンセンサスで採択され、捕獲枠の増加を求めていたグリーンランド(デンマーク)の提案のみ、強硬な反捕鯨国の反対によりコンセンサスが得られず投票により採択されました。

(3) 我が国の沿岸小型捕鯨に対する捕獲枠の要求

沿岸小型捕鯨について、先住民生存捕鯨と同様の観点からミンク鯨の捕獲枠を要求しましたが、コンセンサス

が得られなかったことから提案を取り下げました。その代わりとして、2008年に科学委員会で捕獲枠の設定作業を開始する決議案の採択を求めましたが、これについてもコンセンサスが得られず、提案を取り下げました。

(4) 調査の妨害活動への対処

鯨類捕獲調査等に従事する調査船団に対する、反捕鯨団体による危険な妨害活動について、加盟国が責任ある対応を取ることを促すこと等を盛り込んだ決議案をNZと共同で提案し、コンセンサスにより採択されました。

(5) 次回以降の年次会合

2008年の第60回年次会合は、5月29日から6月27日（本委員会は6月23日開始）まで、チリのサンチアゴで開催されます。

なお、2009年の年次会合開催地として、横浜市とポルトガル（マテイラ島）が立候補していましたが、IWCが本来の任務である鯨類の持続可能な管理を行えていない現状を目の当たりにした中田市長が、機能不全に陥っているIWCの年次会合を横浜に誘致することは適当でないとして立候補を取り下げたため、マテイラ島での開催が決定されました。

おわりに

昨年の年次会合での、「セントキッツ宣言」の採択以降、反捕鯨国の巻き返しにより、本年の年次会合では反捕鯨国が増加したため、科学的な議論が通用しないという旧来

の会合と同じ状況に逆戻りしてしまいました。このため、現時点ではIWC正常化の可能性が見込まれないことが明らかとなり、我が国は、今後はIWCへの対応を根本的に見直す可能性が出てきたことを明言し、その際に国内関係者から強い要請のある①IWCからの脱退、②IWCに代わる新たな国際機関の設立、③沿岸小型捕鯨の自主的な再開等を例示しました。

今後、国内関係者や持続的利用を支持する国々とも連絡を密にしながらあらゆる選択肢のメリット・デメリットを十分に検討した上で、対処していきたいと考えています。

引き続き、捕鯨問題に対する皆様のご支援をよろしくお願いいたします。

回遊魚

もったいない

水産庁に職を得てから25年以上がたち、その間、カツオ・マグロや鯨といった高度回遊魚を相手にした仕事がほとんどだったような気がしますが、逆に、ポストの方は資源管理部の定着魚のようです。今は、仕事の関係で海外出張が多く、それも発展途上国が中心です。出張先での昼下がり、蒸し返すような暑さの下で働く多くの人々のエネルギーに触れていると、彼らの開発に対する情熱を感じながらも、地球温暖化や資源の枯渇が叫ばれる中、すべての途上国の人々が今の先進国と同じ暮らしを始めたらどうなるんだろうかと考えさせられることもあります。

もちろん彼らがより良い生活を送りたいと考えることはあたりまえですし、当然の権利です。そうすると、地球環境という、限りある資源を巡ってのゼロサム社会の中で私たちの暮らしはどうすべきなのか。昨今の資源状態が悪くなった漁業資源の管理で直面している問題と同じような課題が浮かび上がってきます。個々人としてみれば、最低限、今の世界の一人当たりの平均値までなら権利としてもらっていいだろうと考えるのですが、本当にそれでやっていけるだろうか。土地や住まいの物理的な広さは何とかなりそうです。食べ物についても、今のグルメな生活は無理でしょうが、カロリーベースならやっていけそうな気がします。ただし、絶対無理だと思うのはエネルギー消費です。便利な交通機関、数々の電化製品、エアコン、いったいどれくらいのエネルギーを消費しているのか、それが世界の平均値から見るとどれくらいかけ離れているのか、想像もつきません。それと水。今年は空梅雨模様ですが、日本は本当に水資源に恵まれていると思います。何年前かのテレビで、中東から働きに来ている男性が、「公園で蛇口をひねればタダで飲める水がある。」と感激していましたが、その通りだと思います。魚もそうですが、普段、何気なく消費しているものが、本当は世界でどんな位置を占め、そのことがどういう結果を生むのかを少しは考えてみないといけません。ケニアのマータイさんで有名になった、MOTTAINAI。関西で育った私には昔から慣れ親しんだ言葉ですが、日々の実践にどこまで生かし切れているか、南の島の炎天下で考えたりしています。



海外漁業協力室長
前 章 裕

プレスリリース 6月分

発表年月日	発表事項名	担当課
19.06.01	ワシントン条約 (CITES) 第 14 回締約国会議の開催について	漁場資源課
19.06.01	平成 19 年度第 1 回農林水産省政策評価会水産庁専門部会の開催について	漁政課
19.06.01	水産政策審議会第 13 回漁港漁場整備分科会の開催について	計画課
19.06.04	韓国はえ縄漁船の拿捕について	管理課
19.06.05	水産政策審議会第 13 回漁港漁場整備分科会の結果について	計画課
19.06.05	「福岡湾口域イカナゴ資源回復計画」の作成	管理課
19.06.05	「新潟県佐渡海区マナモコ資源回復計画」の作成	管理課
19.06.05	「新潟県ウスメバル資源回復計画」の作成	管理課
19.06.05	第 59 回国際捕鯨委員会 (IWC) 年次会合について	遠洋課
19.06.08	新たな漁港漁場整備長期計画 (H19～H23) について	計画課
19.06.08	日・ペルー漁業協議の開催について	国際課
19.06.08	水産庁漁業調査船照洋丸による東シナ海大型クラゲ分布調査の実施について	漁場資源課 研究指導課
19.06.08	第 5 回中長期的な展望に立った海岸保全検討会の開催について	防災漁村課
19.06.15	第 96 回 ILO 総会における漁業労働統合条約 (Work in Fishing Convention) の採択について	企画課
19.06.18	日・ペルー漁業協議の結果について	国際課
19.06.18	ワシントン条約 (CITES) 第 14 回締約国会議の結果概要について	漁場資源課
19.06.19	韓国はえ縄漁船の拿捕について	管理課
19.06.21	平成 19 年度カツオ長期来遊資源動向予測 (6 月～11 月)	漁場資源課
19.06.22	全米熱帯まぐろ類委員会 (IATTC) 年次会合の開催について	国際課
19.06.25	水産政策審議会第 32 回資源管理分科会の開催について	漁政課
19.06.27	大型クラゲ出現・予測情報について	研究指導課 漁場資源課
19.06.28	第 2 回魚介類の名称のガイドライン検討委員会の開催について	加工流通課
19.06.28	沖縄周辺海域での台湾漁船の拿捕について	管理課
19.06.29	「平成 18 年度プレジャーボート全国実態調査結果」及び「プレジャーボートの適正な係留・保管を促進するための提言」について	計画課
19.06.29	日・ナウル漁業協議の開催について	国際課
19.06.29	平成 19 年度第 2 回瀬戸内海東部カタクチイワシ漁協予報	漁場資源課
19.06.29	平成 19 年度第 2 回日本海海況予報	漁場資源課
19.06.30	全米熱帯まぐろ類委員会 (IATTC) 年次会合の結果について	国際課

※詳細は水産庁ホームページを御参照下さい。

水産庁施策情報誌 漁政の窓

編集・発行 水産庁漁政部漁政課広報班
〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1 合同庁舎1号館8階
代表 03-3502-8111 (内線6505)
URL <http://www.jfa.maff.go.jp/>

ご意見・ご質問はこちらへ

URL <http://www.maff.go.jp/toiawase/index.html>